

# 東成瀬村子育て支援臨時給付金事業 のご案内



子育て世帯の生活を支援するために一時金を支給します！

支給対象者	対象児童 学生	国から の臨時 特別給 付金	村から の子育て 支援臨時給 付金	要件等	申請方法
令和2年4月分児童手当受給者	対象児童1人あたり (高校1年生を含む)	1万円	1万円	4月から6月中に本村へ転入してきた児童手当受給者は、国からの臨時特別給付金は、前市町村で支給	不要 (公務員世帯は申請必要)
令和2年5月から7月分児童手当受給者	令和2年4月から6月生まれの児童1人あたり		2万円		不要
高校2, 3年生をもつ父母等の生計維持者	対象となる高校生1人あたり		2万円	父母等生計維持者のどちらかが本村に在住していること	送付された申請書に必要な書類を添えて役場民生課までお届けください。
(ひとり親世帯) 児童扶養手当受給者	対象児童1人あたり		1万円	上記児童手当受給者への給付金に上乗せ	不要
特別児童扶養手当受給者	対象児童1人あたり		1万円	上記児童手当受給者への給付金に上乗せ (児童扶養手当受給者を除く)	不要
県内外の大学(大学院含む)・短大・専門学校に在籍する学生	学生1人あたり		10万円	対象者が、令和2年5月25日以前に大学等に在籍しており、引き続き在籍していること。また、生計維持者が、村に住民登録をしていること。	申請書に必要な書類を添えて役場民生課へ提出するか、または郵送してください。 (申請書は、ダウンロードできます。)

お問い合わせは

- 県内外学生を除く支給対象者世帯には、村からのお知らせ文書を送付します。
- 県内外学生の方には、個別のお知らせはしません。
- 給付金を受け取りたくない場合は、同封の受給拒否の届出書に必要な事項をご記入のうえ、記載されている期日までに民生課へお届けください。

東成瀬村役場民生課

電話：0182-47-3405

# 東成瀬村新型コロナウイルス感染症対策事業 学生応援臨時給付金交付のご案内

東成瀬村では、新型コロナウイルス感染症の影響で、アルバイト収入が減少するなど、経済的に厳しい学生の生活支援をするため、給付金を交付します。

## 1、給付対象者

- ①令和2年5月25日以前に大学等に在籍しており、かつ、給付金の申請日においても引き続き大学等に在籍していること。
- ②生計維持者（大学生等の父母など学費、生活費等を負担している方）が、東成瀬村に住民登録をしていること

## 2、給付金額

令和2年度において対象者1名につき**10万円**

## 3、給付金の申請

対象者または生計維持者が、東成瀬村新型コロナウイルス感染症対策事業学生応援臨時給付金交付申請書（様式第1号）に次の書類を添えて役場民生課へ提出してください。（郵送可）

### 【添付書類】

- ①在学証明書などの大学等に在籍することを確認できる書類
- ②給付金の振込先の通帳（対象者名義のものであって口座番号が、確認できる箇所）の写し

## 4、給付金の交付決定

申請書の内容を審査のうえ、要件を満たしている場合は、村より交付決定通知書で申請者にお知らせするとともに申請書に記載された口座に給付金を振り込みます。

## 5、交付期限

令和3年3月31日までに交付決定を受けた方には給付金を支給します。それ以降の申請は、受け付けませんのでご注意ください。

## 6、給付金申請の取り消しについて

虚偽の申請により交付決定を受けたことが明らかになったときは、給付金の返還を求める場合があります。